

法人 NAVI

VOL.
148

<http://a-hojinkai.or.jp/>
(ホームページアドレス)

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

電子申告で
効率UP!

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp



September.2026
公益社団法人 朝霞法人会

法人会は会社経営の効率化のために e-Tax の普及を支援しています。



ホームページは
こちらから

CONTENTS

表紙	1
「CONTENTS」・「SCHEDULE」	2
「朝霞税務署長着任のご挨拶」	3
「朝霞税務署だより」	4
「源泉所得税の改正のあらまし」	5
「源泉所得税の改正のあらまし」	6
「源泉所得税の改正のあらまし」	7
「第15回定時総会」	8
「第15回定時総会」	9
「第13回埼玉県法人会連合会定時総会」	10
「全国女性フォーラム埼玉大会」「女性部会四市合同懇親会&女性フォーラム埼玉大会慰労会」	
「令和8年度第1回理事会」「第42回朝霞市民まつり」「危機管理研修」	11
「新設・決算・DX説明会(5月期)」「新設・決算・DX説明会(7月期)」「女性部会税務研修会」	
「令和8年度第1回ビジネスカフェ」「令和8年度第2回ビジネスカフェ」	12
「青年部会租税教室(朝霞支部、志木支部、和光支部)」	13
「いろは親水公園四季の花畑ゾーン護岸ブロック植栽事業」「志木市川と街をきれいにする運動」	
「志木支部会員交流会」「全日本労働福祉協会生活習慣病健診」「朝霞優法会親睦ゴルフコンペ」	
「朝霞優法会春の植栽活動」	14
「発掘! 朝霞法人会の会員企業!!」第2回(株式会社光陽)	15
広告(朝霞支部・志木支部)	16
広告(和光支部・新座支部)	17
広告 大同生命保険(株)・AIG損害保険(株) 埼玉支店 アフラック	18

SCHEDULE

10月 8日(木)	法人会全国大会茨城大会(水戸市民会館)
10月11日(日)・12日(月)	新座市民まつり商工祭(新座市役所)
10月19日(月)	「竹田理絵氏講演会」
10月29日(木)	令和8年度第2回理事会(朝霞市民会館)
11月10日(火)	「法人会指定税務講習会」(朝霞市産業文化センター)
11月10日(火)	「佐藤正久氏講演会」(朝霞市産業文化センター)
11月11日(水)	納税表彰式(朝霞市民会館)
11月12日(木)	ビジネスカフェ(CHIENOWABASE)
11月13日(金)	税を考える週間啓発活動(朝霞駅前)
11月19日(木)・20日(金)	全国青年の集い島根大会(松江市総合体育館)
11月26日(木)	5者懇談会・福利厚生制度連絡協議会(ベルセゾン)
11月28日(土)	志木市民まつり(いろは親水公園)



法人会キャラクター
「けんた」



着任のご挨拶

朝霞税務署長
丸山 伸浩

この度の人事異動で、潮来税務署から朝霞税務署長として着任いたしました丸山です。前任の松谷同様よろしくお願いいたします。

公益社団法人朝霞法人会の皆様方には、税務行政に対しまして日頃から深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴法人会におかれましては、「よき経営者を目指すものの団体」として、積極的に自己啓発を支援されるとともに、納税意識の向上及び税知識の普及に資する各種説明会や研修会を開催されております。また、租税教室や絵はがきコンクールなどを通じて、税の意義や役割について理解を深めるための啓発活動にも長年にわたり積極的に取り組まれ、公益性の高い事業を幅広く展開されているものと承知しております。

これらの取組は、川合会長をはじめ役員の皆様の卓越したご指導と、会員各位のご尽力、そして創意工夫の賜物であります。このような活動は、税務行政の円滑な運営に欠くことのできない重要な役割を果たしており、深く感謝申し上げますとともに、改めて敬意を表するところでございます。

私どもといたしましても、引き続き可能な限りの支援を行ってまいりたいと考えておりますので、貴法人会におかれましては、さらなる発展に向けた活動を積極的に展開されますことをご期待申し上げます。

さて、国税当局では、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえ、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化」及び「事業者のデジタル化促進」の3つの柱として、社会全体のDXを推進しております。

このうち、「事業者のデジタル化促進」については、政府全体の重要課題の一つとして位置付けられており、国税庁では、税務手続のデジタル化に加え、クラウド会計ソフトやデジタルインボイスの周知広報にも取り組み、税務を起点とした社会全体のDX推進を図っております。

会計・経理をはじめとする日常業務を一貫してデジタル化することにより、単純誤りの防止による正確性の向上や業務の効率化による生産性の向上が期待されることから、事業者の皆様が行う業務のデジタル化の推進にも取り組んでいます。

また、令和8年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」などの見直しが行われ、原則として令和8年12月1日に施行され、令和8年分以後の所得税に適用されます。

これに伴い、令和8年度12月に行う年末調整など、源泉徴収事務に変更が生じることとなりますが、事業者の皆様が円滑に対応できるよう、貴法人会と連携しながら周知・広報などに取り組んでまいりたいと考えておりますので、e-Tax及びキャッシュレス納付の利用促進と併せ、今後とも格別のご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人朝霞法人会の益々のご発展と、会員企業のご繁栄並びに皆様方のご健勝を衷心より祈念いたしまして、着任の挨拶といたします。

税務署だより

《朝霞税務署定期異動》

(令和8年7月10日付)

前 任 者		職 名	新 任 者	
氏 名	新 任 地		氏 名	前 任 地
松谷 正太郎	浦和税務署 国税指導官 徴収担当	署 長	丸山 伸浩	潮来税務署 署長
吉場 英雄	関東信越国税局 課税第一部国税訟務官室 国税訟務官	副 署 長 (個人・資産担当)	芳森 耕司	関東信越審判所 副審判官
藤原 正和		副 署 長 (総務・管運・徴収・法人担当)	藤原 正和	(留 任)
川手 和弘	関東信越国税局 調査査察部 特別査察官	総 務 課 長	阿部 大輝	小千谷税務署 総務課 課長
宮坂 昌和		法人課税第一部門 統括国税調査官	宮坂 昌和	(留 任)
大倉 秀子		法人課税第二部門 統括国税調査官	大倉 秀子	(留 任)
阿部 一博		法人課税第三部門 統括国税調査官	阿部 一博	(留 任)
櫛原 りえ	春日部税務署 法人課税第二部門 統括国税調査官	法人課税第四部門 統括国税調査官	森 克輝	国税庁 長官官房企画課
本間 広輝	朝霞税務署 総務課 課長補佐	法 人 課 税 部 門 総括上席国税調査官 (法人会担当)	高橋 孝明	財務省 主計局
椿 智之	局総務部企画課 業務センター室(北浦和) 国税管理官	法人課税第一部門 上席国税調査官 (法人会担当)		

源泉所得税の改正のあらまし

令和8年4月

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝申し上げます。
令和8年度の税制改正により、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われました。

1 以下のとおり所得税の基礎控除の引上げ等が行われました。

これらの改正は、原則として、令和8年分以後の所得税について適用されます。

※ 令和8年11月までの給与等及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

(1) 基礎控除の引上げ

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が引き上げられました。

合計所得金額 〔令和8・9年分における 収入が給与だけの場合の収入金額（注3）〕	基礎控除額（改正された範囲）			
	改正後（注1）		改正前（注1）	
	令和8・9年分	令和10年分以後	令和8年分	令和9年分以後
132万円以下 (206万円以下)		99万円（注2）	95万円（注2）	
132万円超 336万円以下 (206万円超 475万1,999円以下)	104万円（注2）	62万円	88万円（注2）	58万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)			68万円（注2）	
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	67万円（注2）		63万円（注2）	
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	62万円		58万円	

（注）1 所得税法第86条の規定による基礎控除額62万円（改正前：58万円）に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 62万円にそれぞれ、42万円、5万円、37万円を加算した金額（改正前：58万円にそれぞれ、37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額）となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 下記(2)の改正後の給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

ロ 基礎控除額の引上げ及び給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、令和9年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

(2) 給与所得控除の最低保障額の引上げ

イ 給与所得控除について、65万円の最低保障額が74万円に引き上げられました。

給与等の収入金額	給与所得控除額（改正された範囲）		
	改正後		改正前
	令和8・9年分	令和10年分以後	
190万円以下	74万円（注1）	その収入金額×30%＋8万円	65万円
190万円超 220万円以下		(69万円未満となる場合は、69万円)	その収入金額×30%＋8万円

（注）1 給与所得控除の最低控除額等の特例（租税特別措置法第29条の4）の適用後の給与所得控除額となります。

2 給与等の収入金額が220万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

ロ 給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、所得税法で定める令和8年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。

ハ 令和8・9年分の給与等の収入金額が69万1,000円以上220万円未満である場合には、その給与等に係る給与所得の金額については、上記イ及びロにかかわらず、次の金額とすることとされました。

給与等の収入金額	69万1,000円以上 74万1,000円未満	74万1,000円以上 219万1,000円未満	219万1,000円以上 219万3,000円未満	219万3,000円以上 219万6,000円未満	219万6,000円以上 220万円未満
その給与等に係る 給与所得の金額	なし	その収入金額 －74万円	145万1,000円	145万3,000円	145万6,000円

(6)

(3) 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除額の引上げに伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件^(注1)が改正されました。

また、給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が69万円（改正前：65万円）に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (令和8・9年分における収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62万円以下 (136万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
特定親族	62万円超 123万円以下 (136万円超 197万円以下)	58万円超 123万円以下 (123万円超 188万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62万円超 133万円以下 (136万円超 207万円以下)	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	89万円以下 (163万円以下)	85万円以下 (150万円以下)

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。
2 上記(2)の改正前及び改正後のそれぞれの給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

(4) 公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における基礎的控除額の引上げ

イ 基礎控除額の引上げに伴い、令和9年1月1日以後に支払うべき公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における基礎的控除額が、次の表のとおり引き上げられました。

受給者の年齢	その年中に支払を受けるべき公的年金等の額	基礎的控除額	
		令和9年分	令和10年分以後
65歳以上	242万円以下 (2階部分のみの場合には163万円以下)	公的年金等の月割額×25%+110,000円 (180,000円未満となる場合は、180,000円)	公的年金等の月割額×25%+110,000円 (175,000円未満となる場合は、175,000円)
	242万円超 (2階部分のみの場合には163万円超)		公的年金等の月割額×25%+75,000円 (145,000円未満となる場合は、145,000円)
65歳未満	213万円以下	公的年金等の月割額×25%+110,000円 (140,000円未満となる場合は、140,000円)	公的年金等の月割額×25%+110,000円 (135,000円未満となる場合は、135,000円)
	213万円超		公的年金等の月割額×25%+75,000円 (105,000円未満となる場合は、105,000円)

ロ 基礎控除額の引上げに伴い、源泉徴収を要しない公的年金等の額が次の表のとおり改正されました。

受給者の年齢	その年中に支払を受けるべき公的年金等の額	
	令和9年分	令和10年分以後
65歳以上	214万円 (2階部分のみの場合には137万円)	209万円 (2階部分のみの場合には132万円)
65歳未満	164万円	159万円

(5) 物価上昇局面における基礎控除等の対応

令和10年分以後の所得税の基礎控除額及び給与所得控除の最低保障額については、2年ごとに、直前の見直し後のこれらの額に、見直し後2年間における全国消費者物価指数の変化率を乗じた額を基準として見直しを行うことを基本とするものとされました。

- 2 通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額について、①通勤距離が片道65km以上の人の1か月当たりの非課税限度額が引き上げられるとともに、②一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする人の1か月当たりの非課税限度額は、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1か月当たりのその駐車場等の料金相当額（上限5,000円）を加算した金額とすることとされました。

この改正は、令和8年4月1日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

3 食事の現物支給に係る所得税の非課税限度額等について、次のとおり引き上げられました。

これらの改正は、令和8年4月1日以後に支給する食事等について適用されます。

- (1) 使用者からの食事の現物支給に係る所得税の非課税限度額が、月額7,500円（改正前：月額3,500円）に引き上げられました。
- (2) 使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について所得税が非課税とされる1回の支給額が、650円以下（改正前：300円以下）に引き上げられました。

4 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、既存住宅のうち省エネ性能の高い認定住宅・ZEH水準省エネ住宅に係る借入限度額の引上げ、子育て世帯への上乗せ措置の対象の拡充、床面積要件の緩和等の見直しが行われた上で、適用期限が令和12年12月31日まで（改正前：令和7年12月31日まで）5年延長されました。

（注）年末調整においては、税務署から給与所得者本人に交付された「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」に記載された借入限度額や控除率等に基づき住宅借入金等特別控除額の計算を行いますので、具体的な借入限度額や控除率等については、年末調整の際に給与所得者から提出される「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」をご確認ください。

5 外国組合員に対する課税の特例について、次の措置が講じられました。

これらの改正は、非居住者が令和8年4月1日以後に有することとなるその非居住者に係る国内源泉所得又は外国法人が同日以後に支払を受けるべきその外国法人に係る国内源泉所得について適用されます。

- (1) 本特例の適用要件について、次の見直しが行われました。
 - イ 投資組合契約に係る組合財産に対する持分割合が25%未満であることとの要件について、投資組合契約において、投資組合に有限責任組合員等から構成される一定の合議体を設置する旨が定められている場合には、その投資組合の有限責任組合員のその投資組合契約に係る組合財産に対する持分割合が50%未満であることとされました。
 - ロ 投資組合事業に係る業務の執行等を行わないこととの要件について、その業務の執行の承認等から除外される行為の範囲が、利益相反取引の承認等（改正前：その業務の執行を行う者の自己取引等の承認等）とされました。
 - ハ 投資組合事業に係る恒久的施設帰属所得以外の恒久的施設帰属所得を有しないこととの要件が廃止されました。
- (2) 上記(1)の改正に伴い、特例適用申告書等の記載事項の見直しが行われたほか、所要の措置が講じられました。

6 ひとり親控除について、次の措置が講じられました。

(1)の改正は令和9年分以後の所得税について、(2)の改正は令和9年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用されます。

- (1) 控除額が38万円（改正前：35万円）に引き上げられました。
- (2) 上記(1)の改正に伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の計算におけるひとり親に該当する場合の人的控除額が32,500円（改正前：30,000円）に引き上げられました。

「第15回定時総会」開催

令和8年5月27日(月)ベルセゾンにおいて「第15回定時総会」が開催されました。

上程されました議案は、報告事項(理事会承認事項)令和7年度事業報告、令和8年度事業計画・収支予算が報告され、決議事項(第1号議案)令和7年度決算報告並びに監査報告の件が上程され原案通り承認されました。

総会後の表彰では、会員増強運動優秀実績表彰が行われました。総会後の懇親会では穂坂泰衆議院議員、上田清司参議院議員、並木傑新座市長をはじめ多数の来賓にご出席頂き、会員相互の親睦を深め盛況の内に散会となりました。



川合会長定時総会挨拶



松谷税務署長来賓挨拶



穂坂衆議院議員挨拶



上田参議院議員挨拶



並木新座市長挨拶



大久保埼玉県朝霞県税事務所長挨拶

会員増強運動優秀実績表彰者

(敬称略・順不同)

〈金融機関〉

区 分	入会	氏 名	法 人 名	支 部
銀 賞	5 社	酒井 啓太	株式会社埼玉りそな銀行 朝霞支店	朝 霞
銀 賞	5 社	小沢 康人	株式会社埼玉りそな銀行 新座支店	新 座
銅 賞	4 社	服部 周二	株式会社埼玉りそな銀行 和光支店	和 光
銅 賞	3 社	本村 伸	飯能信用金庫 朝霞支店	朝 霞

〈金融機関〉

(敬称略・順不同)

区 分	入会	氏 名	法 人 名	支 部
金 賞	13 社	小山 理	AIG 損害保険株式会社 埼玉支店	4 支部
銅 賞	3 社	服部 正史	大同生命保険株式会社 埼玉西支社	4 支部

〈金融機関〉

(敬称略・順不同)

区 分	入会	氏 名	法 人 名	支 部
銅 賞	4 社	大西 圭介	大西労務管理事務所	新 座

〈金融機関〉

(敬称略・順不同)

区 分	入会	氏 名	法 人 名	支 部
銅 賞	3 社	原田 康志	公益社団法人朝霞法人会	4 支部

会員増強運動優秀者

(敬称略・順不同)

区 分	氏 名	法 人 名 等
13 社	小山 理	AIG 損害保険株式会社 埼玉支店
5 社	酒井 啓太	株式会社埼玉りそな銀行 朝霞支店
5 社	小沢 康人	株式会社埼玉りそな銀行 新座支店
4 社	服部 周二	株式会社埼玉りそな銀行 和光支店
4 社	大西 圭介	大西労務管理事務所
3 社	服部 正史	大同生命保険株式会社 埼玉西支社
3 社	本村 伸	飯能信用金庫 朝霞支店
3 社	原田 康志	公益社団法人朝霞法人会
2 社	金子 智明	アフラック生命保険株式会社 埼玉総合支社
2 社	綿谷 浩明	株式会社 ASTRANS
1 社	佐藤 豊	株式会社埼玉りそな銀行 志木支店
1 社	鹿島 喜幸	株式会社武蔵野銀行 新座支店
1 社	山口 直史	埼玉縣信用金庫 朝霞支店
1 社	川端 登	株式会社光陽
1 社	中川 定幸	株式会社中川工務店
1 社	村田 敬吾	有限会社村田商会
1 社	平山 幸生	株式会社平山工業
1 社	津川 清美	株式会社ハンダ
1 社	川名 洋平	川名税理士事務所
1 社	嶋田 茂	有限会社シマ・コーポレーション
1 社	久慈 信吾	株式会社マイカー三喜
1 社	佐藤 優子	ロサ

令和7年度納税表彰受彰者

(敬称略・順不同)

財務大臣表彰	川合 良平	株式会社 川合ランバーセンター
朝霞税務署長表彰	田中 幸彦	有限会社 田中電器
朝霞税務署長表彰	小田 浩行	株式会社 小田建設
朝霞税務署長表彰	山崎 幸治	株式会社 一進堂

「埼玉県法人会連合会第13回定時総会」開催

令和8年6月9日(火)にホテルブリランテ武蔵野において「埼玉県法人会連合会第13回定時総会」が開催されました。総会後長年法人会活動にご尽力頂きました方に対し表彰が行われました。朝霞法人会では全国法人会総連合表彰が2名、埼玉県法人会連合会功労者表彰が2名受表彰されました。又、表彰後は伊藤聡子氏による講演会「テーマ:地域からつくる未来～イキイキと輝かせる企業の在り方」が開催されました。講演後は懇親会で単位会相互の親睦を深め盛況の内に散会となりました。



埼玉県法人会連合会第13回定時総会



大野埼玉県知事挨拶



県連総会懇親会

全国法人会総連合功労者表彰

(敬称略・順不同)

役職名	氏 名	法 人	支 部
理事	渡邊 誠	渡邊鐵工株式会社	朝霞支部
理事	抜井 貴之	株式会社抜井商事	志木支部

埼玉県法人会連合会功労者表彰

(敬称略・順不同)

役職名	氏 名	法 人	支 部
副会長	川端 登	株式会社光陽	朝霞支部
理事	村田 敬吾	有限会社村田商会	志木支部

「全国女性フォーラム埼玉大会」開催

令和8年4月16日(木)に大宮ソニックシティにて「全国女性フォーラム埼玉大会」が開催されました。当日は晴天に恵まれ全国より多数の方が来場されました。ソニックシティ大ホールで式典が盛大に開催され、式典後は、落語家の「林家たい平氏」による講演、講演後懇親会が開催され盛況の内に無事終了致しました。

朝霞法人会より女性部会12名、青年部会18名にご参加頂き、来場者の誘導、クローク対応、物産展対応等多大なるご尽力を頂きました。改めて深く感謝を申し上げます。



全国女性フォーラム埼玉大会



全国女性フォーラム参加者

「女性部会 四市合同懇親会 & 女性フォーラム埼玉大会慰労会」開催

令和8年6月12日(金)に「女性部会四市合同懇親会 & 女性フォーラム埼玉大会慰労会」が志木市民会館仮設会議室で開催されました。女性部会役員を始め青年部会員、ご来賓に参加頂き懇親を大いに深めました。「全国女性フォーラム埼玉大会」にお手伝い頂いた女性部会役員、青年部会員への慰労を兼ねて開催されており、当日のトピック等で大いに盛り上がりました。



四市合同懇親会

「令和8年度第1回理事会」開催

令和8年4月27日(月)に朝霞市民会館にて「令和8年度第1回理事会」が開催されました。当日は朝霞税務署より藤原副署長を始め2名がご臨席され、令和7年度事業報告及び決算の承認、第15回定時総会の件が決議され承認となりました。



川合会長挨拶

「第42回朝霞市民まつり」開催

令和8年8月1日(土)・2日(日)に「第43回朝霞市民まつり」が開催されました。朝霞支部(支部長:川端 登)では青葉台公園会場にて鳴子チーム(踊り子)への給水活動、冷凍パインの販売、朝霞法人会PR活動を実施し朝霞市民まつりの盛り上げに大いに努めました。両日とも大変酷暑の中で朝霞支部役員の皆様に多大なるご尽力を頂きました。この場をお借りし厚く御礼を申し上げます。



朝霞税務署並びに朝霞法人会役員



朝霞市民まつり給水会場

「危機管理研修」開催

令和8年7月27日(月)に朝霞市民会館において、AIG 損害保険株式会社中小企業セグメント営業部リスクコンサルティングユニットチーフリスクスーパーバイザーの大村健二氏を講師に招き「危機管理研修」が開催されました。「地震発生からの3時間を生き抜く」をコンセプトに、「命を守る」、「事業を守る」為の疑似体験型・意思決定トレーニングで、地震発生からの経過時間に応じ状況が刻々変化する中で限られた情報と時間で優先順位を見極め最善の判断を下す力を鍛えるとともにチーム連携により協力して課題に立ち向かう実践的なチーム訓練となりました。質疑応答では参加者より多数の質問があり、会社では是非実践していきたいとの感想が多く寄せられ大変有意義な研修となりました。



危機管理研修

「新設・決算・DX研修会」開催

令和8年5月19日(火)に朝霞税務署において「新設・決算・DX 説明会」が開催されました。当日は関東信越税理士会朝霞支部 澤木伸哉税理士を招聘し実務につき具体的説明を頂きました。又、公益財団法人埼玉県産業振興公社の小林誠氏を招聘しDX(デジタルトランスフォーメーション)の活用方法、メリット等を分かり易く説明頂きました。



5月19日決算説明会



5月19日DX説明会

「新設・決算・DX研修会」開催

令和8年7月21日(火)に朝霞税務署において「新設・決算・DX 説明会」が開催されました。当日は関東信越税理士会朝霞支部 光實圭一税理士を招聘し実務につき具体的説明を頂きました。又、公益財団法人埼玉県産業振興公社の小林誠氏を招聘しDX(デジタルトランスフォーメーション)の活用方法、メリット等を分かり易く説明頂きました。



7月21日決算説明会



7月21日DX説明会

「女性部会 税務研修会」開催

令和8年7月17日(金)に朝霞市民会館において「女性部会税務研修会」(部会長：木下幸子)が開催されました。当日は講師として関東信越税理士会朝霞支部 川名洋平税理士を招聘し、「令和8年度税制改正」につき研修頂きました。税制改正の実務に大変参考となるもので質疑応答も活発に行われました。



女性部会 税務研修会

「令和8年度第1回ビジネスカフェ」開催

令和8年5月22日(金)に「令和8年度第1回ビジネスカフェ」がCHIENOWABASEにて開催されました。今回は昨年度に続き 株式会社 Digital Ureska 代表取締役 山本裕伸氏を講師に招き、「今日から始める! 生成AI活用研修」を実施頂きました。「生成AIでできること」、「スマートフォン×AIでできること」、「chatGPTでできること」、「プロンプト基礎編」等多岐に渡り実践を交え大変分かり易くご説明頂きました。参加者からかなり活発な質問が出ましたが、一つ一つ丁寧にご回答頂き理解が深まった研修会となりました。



5月22日ビジネスカフェ

「令和8年度第2回ビジネスカフェ」開催

令和8年7月22日(水)に「令和8年度第2回ビジネスカフェ」がCHIENOWABASEにて開催されました。今回はデジタルデータソリューション株式会社の比嘉智樹氏を講師に招き、「サイバーセキュリティセミナー」を開催致しました。現況や対策等お話を頂きましたが参加者からかなり活発な質問が出て、参加者同士の情報共有に大変役立つ研修となりました。



7月21日ビジネスカフェ

「青年部会租税教室」開催

青年部会(部会長:川名洋平)は次代を担う小学生に税の意義や役割を理解してもらい、税に対する理解が国民各層に広がっていくことを願って小学校に出向いての租税教室を開催しており、令和8年度は3支部が各講師となり計4回開催致しました。



朝霞市立朝霞第六小学校 租税教室

令和8年6月9日(火)に志木市立志木第四小学校において青年部会租税教室を開催致しました。川名青年部会長より知っている税について質問されると、固定資産税、煙草税等小学生ではなじみのない税についても積極的に答えていました。なお公園の改修にあたり①年収の多い家庭、少ない家庭②家族数③公園の利用頻度を条件に公平な税負担とは何かを班で話し合い発表頂きました。正解はありませんが発表後は一番いいと思われる内容に全員で投票し意見の集約を行いました。公平な税負担を実施する為には税を決める国会議員を選挙で投票する必要がある、税並びに選挙の重要性の理解を深めた内容となりました。



志木市立志木第四小学校 租税教室



和光市立第四小学校 租税教室

令和8年7月16日(木)に志木市立志木第二小学校において青年部会租税教室を開催致しました。為井青年部会志木支部長より「税の種類は」との質問に多くの小学生が積極的に答えていました。「新税はどのように作られるのか」、「間接税・直接税になぜ分かれているのか」、「税金はどこに行くのか」等かなり踏み込んだ質問も出ていました。予備知識もあり、DVD視聴後は「税の大切さ」をよく理解できたとの感想が多く寄せられ税の理解がより深まりました。



志木市立志木第二小学校 租税教室

令和8年5月14日(木)に朝霞市立朝霞第六小学校において青年部会租税教室を開催致しました。金子統樹郎青年部会朝霞支部副支部長より「所得税」、「たばこ税」、「自動車税」、「消費税」等知っている税金を聞かれると、小学6年生181名が積極的に答えていました。動画で税金のない世界を描いたアニメを上映したところ、税金のない世界は考えられず、正しく税金を納め暮らしやすい世界を実現したいとの意見が多数出ました。

令和8年6月22日(月)に和光市立第四小学校において青年部会租税教室を開催致しました。川名青年部会長より「税はどんな税があるのか」の質問に多くの小学生が積極的に答えていました。酒税・たばこ税はなぜ消費税に含まれないのか、間接税・直接税の違いは何か、ゴルフ税・入湯税はなぜ特別徴収されるのか等、税について事前学習をしていたこともありかなり高度な質問も出ていました。DVD視聴後は、税を正しく納め税の恩恵を受けられるよう頑張りたいとの発言がありました。

「いろは親水公園四季の花畑ゾーン護岸ブロック植栽作業」

令和8年5月29日(金)に実施した「いろは親水公園四季の花畑ゾーン護岸ブロック植栽作業」は3名の役員の方にご参加頂き無事終了することが出来ました。志木支部では事業計画において「志木市コミュニティ協議会にぎわい創出委員会」のメンバーとして植栽活動に協力することになっており、毎回多くの役員の方にご協力を頂いております。



護岸ブロック植栽作業風景

「志木市 川と街をきれいにする運動」参加

令和8年5月9日(土)に「志木市 川と街をきれいにする運動」が開催され、志木支部では21名の会員、役員にご参加頂きました。当日は晴天に恵まれ絶好の清掃日和となりましたが、会場の受付やゴミ袋の配付、川辺の清掃作業等多忙な1日となりました。

志木支部では毎年2回「志木市 川と街をきれいにする運動推進協議会」に協賛し「志木市 川と街をきれいにする運動」に参加させて頂いております。参加頂いた皆様に心から感謝申し上げます。



志木市 川と街を
きれいにする運動参加者

「志木支部会員交流会(暑気払い)」開催

令和8年8月28日(金)に志木市民会館仮設会議室で「志木支部会員交流会(暑気払い)」が開催されました。当日は来賓として川合会長にもご出席頂き、志木支部会員45名の方にご出席頂きました。田中幸彦副支部長、照井理事、木下女性部会長、爲井青年部会志木支部長、村田研修委員長より活動報告が行われ、多くの方の参加を呼びかけられました。なお、懇親会では会員間の親睦を大いに深め盛況の内に散会となりました。



中川支部長の挨拶



川合会長の挨拶

「全日本労働福祉協会 生活習慣病健診」

令和8年6月9日(火)(朝霞市民会館)・6月19日(金)・22日(月)(朝霞市産業文化センター)に「全日本労働福祉協会生活習慣病健診」が実施されました。3日間で94名の方が健診を受けられており年々健診者が増加しております。従業員を1名でも雇用されている事業所では年1回の健診が義務づけられています。10月も生活習慣病健診を実施予定となっておりますので是非この機会の健診をお勧めします。



生活習慣病健診会場

「朝霞優法会 親睦ゴルフコンペ」開催

令和8年5月14日(木)に友誼団体である「朝霞優法会親睦ゴルフコンペ」が武蔵カントリークラブ笹井コースで開催されました。毎年5月に開催しており今回は9名の会員の方にご参加頂きました。当日は晴天にも恵まれ大いにプレーを楽しみました。コンペ後は朝霞優法会の会員である志木市の「鯉清」で懇親会が開催され、表彰並びに懇親により大いに親睦を深めました。

「朝霞優法会 春の植栽活動」

令和8年5月28日(木)に友誼団体である「朝霞優法会春の植栽活動」を実施しました。昨年度より春・秋2回実施しており今年も2回実施予定となっております。

朝霞税務署玄関前にプランタンを置き春の花の植栽を行っており、朝霞税務署職員、来署者の目を大いに楽しませております。



優法会植栽

発掘

朝霞法人会の会員企業!!

第2回 株式会社光陽様

前号よりはじまった「発掘! 朝霞法人会会員企業!!」
今号は朝霞支部の支部長を務めていらっしゃる川端支部長が経営
されている株式会社光陽様にお邪魔しました。

●まずは企業の歴史についてお聞かせください。

実は今年で創業 55 周年を迎えます。創業者の川端政夫は創業
前板橋区の酒類問屋にて営業職に従事してましたが、朝霞の自宅
付近で発生した火災で大切な財産を失ってしまった家族の姿を目
のあたりにし、大切な財産を守る必要を感じ、損害保険の代理店
業として創業したのが始まりでした。

●会社名の「光陽」の由来についてお教えてください。

光陽という社名は、一生涯富士山を取り続けた写真家の岡田紅葉先生のお
名前に由来します。住宅産業であることから「お客様の暮らしに光を当て続
けたい」という思いで「紅」の字を「光」に置き換え命名させていただきました。

●こだわりをお聞かせください。

売りっぱなし、建てっぱなしにしないように、お客さまとの継続的なつながりを保ち、アフターサービスや会社
発行のかわら版などを送り、いつも身近に感じていただけるように努めています。おかげさまで紹介とリピート
のお客さまが多いのが特徴で、建築やリフォームはほぼユーザー様のご紹介やリピートでお仕事をいただい
ております。

●現在の新たな取り組みについてお聞かせください。

建築費の高騰が続く中、新築工事だけでなく既存住宅のリノベーションやリフォームを通じて建物の性能向
上や価値を再生させていく取り組みを行っております。築古のビルやマンション・アパートをリノベーションし
て再販する事業です。耐震改修や省エネの改修は国や地方自治体での助成制度もありお客さまの関心も高まっ
ております。

●これからこの業界を目指す若者に対して業界の魅力について何かあればひとこと。

衣食住の一角を担う業界なので、人手がいなくなることはないと思っております。お客様の暮らしに密接
につながっているのでもやりがいはいっぱいあります。不動産の売買や仲介・管理、住宅の新築・リフォームなど携わる
業務が多岐にわたるので様々な知識の習得が必要とはなりますが、同じ物件は二つとないので毎回新鮮な気持
ちで仕事に取り組めるのも魅力の一つです。

●法人会の魅力についてどのようにお感じになってますか？

法人会活動は父が一生懸命やっており、父の他界に伴い、自分が主に活動するようになりましたが四市のい
ろんな方々と交流できるのが魅力の一つではないでしょうか？

もちろん、自主申告納税制度など税制に役立つ様々な知識を得て、良い経営者になるための団体が法人会で
はありますが、税務のみならず様々な研修の機会を提供してくれるのでとても勉強になります。

何はともあれ、研修や懇親会を通して人のつながりを広げていけるのが法人会の魅力だと思っております。

川端支部長、ありがとうございました。

皆様方に川端支部長の会社がどんな会社なのか少しでも理解いただけたのなら幸いです。

これからも広報委員会では様々な企業紹介を行ってまいりますので是非楽しみにしててください。



光陽様自慢のからくり時計の前にて
左より広報委員会 秋山委員、
嶋田委員、川端支部長、萩原委員長



からくり時計は9時、12時、15時、18時
こうちゃんとうちゃんが動き出します

会社名: 株式会社 光陽

所在地: 〒351-0022 埼玉県朝霞市東弁財1丁目7番30号

代表者: 川端 登

TEL: 048-465-1151、FAX: 048-465-1160

事業内容

不動産の売買・仲介・管理

分譲住宅及びマンションの企画・設計・施工・販売

建築の設計・施工・監理

土地有効活用コンサルタント

企画運営などのコンサルタント

三井住友海上火災保険代理店

朝霞支部


 を知っているから
できること。

お部屋探しは
 東武東上線沿線で圧倒的な
 管理実績を誇る
 リゾンへお任せ下さい。

株式会社リゾン
 〒351-0021 埼玉県朝霞市西弁財2-4-40リゾン本社ビル
 リゾン 検索
<https://www.lizon.co.jp>
 ☎ 0570-010-211 (代客ナビダイヤル)

医療法人社団 泰峰会 ヤナセ歯科医院

院長 医学博士 築瀬武史
 神奈川歯科大学 客員教授
 公益社団法人 日本口腔インプラント学会 理事・指導医・専門医
 公益社団法人 日本歯科先端技術研究所 会長

朝霞市東弁財1-3-9 イーストアレービル4F
 Phone 048-476-0156
<http://www.yanase-dental.com>

KAWAI LUMBER

よい住宅にはよい建築資材をお届けする
 〒351-0025 朝霞市三原5-10-21
 TEL 048-461-0327
 FAX 048-461-3246

環境に優しい“クリアファイル” いかがですか？

LIMEX製 クリアファイル
 お気軽にご用命ください！

KYOEIDO 協永堂印刷株式会社
 〒351-0024 朝霞市泉水2-8-21
 TEL 048-462-1311

ライメックス
 LIMEXは、
 石灰石から
 生まれた、紙・プラ
 スチックの代替品。

水と木の
 資源を守る
 新素材です。

志木支部

すぐれた技術と迅速な施工
 土木・建築・舗装・造園工事・設計施工



木下建設株式会社

代表取締役社長 木下 武久

本社 志木市下宗岡 4-15-24

☎ (048)472-5757

支店 和光市本町 3-2 ラスティビル 302

☎ (048)465-4487



電気設備工事

地域と建設産業と共に!!

株式会社 ムトー電気産業

〒353-0003 埼玉県志木市下宗岡3-4-29

TEL 048(473)3630(代)

FAX 048(471)6111

E-mail: info@muto-den.jp

販売・整備・钣金塗装・保険



車検(代車無料)

引取納車無料 ● 損保ジャパン代理店

(有)榎本モータース

☎ 0120-61-0174

フリーダイヤル

●本社

☎ (048)471-0174

志木市本町 5-21-60

●宗岡工場

☎ (048)476-1881

志木市下宗岡 4-23-37

川魚料理専門店



鯉 清

創業 明治11年

志木市上宗岡 2-15-53

電話 048(471)1188・0367

和光支部

コックさん、板前さん

のプロの味を工業化、製造する天然調味料メーカーです。
多少にかかわらずご用命ください。
試作、調合にご協力させていただきます。



ボーエン化成株式会社

代表取締役 伊藤 雅己

和光市新倉7-9-32

電話 / 048(461)1808

FAX / 048(461)1667



管工事・土木工事・舗装工事
設計施工

和光市・朝霞市・志木市・新座市
指定上下水道工事店

株式会社 上原工業

代表取締役 上原 哲也

〒351-0115 和光市新倉2-31-5

TEL:048-461-1854 FAX:048-466-1961

Mail:uehara-kogyo@zpost.plala.or.jp

総合建設業

www.fukano.com



深野建設(株)

一級建築士事務所

〒351-0111 和光市下新倉5-6-58

TEL 048-463-5316/FAX 048-461-1872

✉ fukano@gaea.ocn.ne.jp

高度な技術と堅実な仕事

電機・空調・設備工事設計施工

「スイッチ一つからトータルサポート」

株式会社 まつもと電機

代表取締役 石田 太平

〒351-0101 埼玉県和光市白子2-9-18

TEL 048-465-8711

FAX 048-463-7459

新座支部

ベルセゾン

会議・講演会:4名様~200名様

ご宴会:4名様~160名様(着席)

各種ご宴会・会議承ります

※予算・レイアウト等ご相談下さい。

<http://www.bellesaison.co.jp>

新座市東北2-27-14(志木駅南口徒歩3分)

TEL048-475-1122

味のおもてなし

ご法要・ご法事・落成・上棟式・ご結納・長寿の祝
〈最新カラオケ設備あり〉〈宴会5名~100名様迄〉

営業時間 AM11:00~PM11:00

寿司・割烹 堀天

新座市堀ノ内1-11-11 ☎478-0184

駐車場完備

HANDA
printing

印刷まわりの

“めんどくさい”は、
ハンダへ。

データ受付から印刷・加工・仕分け・梱包・発送・履歴管理まで、
まとめてお任せください。

株式会社ハンダ TEL 048-477-1171 info@handa-print.com

業務災害・賠償保険専門
保険代理店

安全第一

株式会社 セーフティーファースト

〒331-0814

埼玉県さいたま市北区東大成町2-277-9 ADOビル

TEL:048-767-8983 FAX:048-767-8984

E-MAIL:info@safetyfirst.co.jp



法人会の「経営者大型総合保障制度」は

1971年に創設されました。

想いをつないで50年。

これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社

埼玉西支社/
埼玉県川越市脇田本町6-20(くぼたビル5・6F)
TEL 049-246-1766

AIG AIG損害保険株式会社

埼玉支店/
埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54
TEL 048-641-4050

法人会福利厚生制度のメリット

アフラックのがん保険・医療保険等にご契約の方^(※)は、
保険料が割安な集団扱いへ変更ができます！

- 1 | 簡単な手続きで変更ができます。**
- 2 | 担当代理店の変更はありません。**
- 3 | 保障内容の変更はありません。**

*ご契約の保険種類は、がん保険、医療保険、休職保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。

今すぐ、お問い合わせください！

Aflac アフラック
〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル

法人会用フリーダイヤル
0120-876-505